

造船学術研究推進機構

2019年度研究奨学生 募集要項

造船学術研究推進機構（REDAS：Fundamental Research Developing Association for Shipbuilding and Offshore）は、我が国造船業が将来も魅力ある産業として発展していくためには、造船所自らの研究開発の活性化はもちろん、その基盤となる大学における学術的基礎研究の活性化が極めて重要であるとの認識のもと、「大学における船舶・海洋関連の学術的基礎研究活動の一層の活性化、および多くの優れた人材のこれら研究分野への積極的参加」を支援するため、1993年2月に一般社団法人日本造船工業会内に設立された組織です。

2018年度より、従来の研究助成事業に加え、博士後期課程への進学者に対する研究奨学事業を開始しました。研究奨学事業では、大学における学術研究遂行に優秀な大学院生を参画させ、質・量両面から大学の研究体制を充実させるとともに、我が国造船業の発展に資する高度な研究開発能力を有する人材を育成するため、博士後期課程への進学者に対し、学資支援を目的とした研究奨学金を支給します。

1. 応募資格

応募時において当機構が指定する大学院研究科（注1）の博士前期（修士）課程1年に在学し、学業・人物ともに優秀であって、当機構が指定する大学院研究科（注1）の博士後期課程への進学を希望する学生。

注1 当機構が指定する大学院研究科（このうち船舶・海洋関連の研究室に限る）

大学	大学院研究科・専攻
東京大学	工学研究科システム創成学専攻
	工学研究科技術経営戦略学専攻
	新領域創成科学研究科環境学研究系
横浜国立大学	工学府システム統合工学専攻海洋宇宙システム工学コース
	環境情報学府環境システム学専攻システムデザインコース
大阪大学	工学研究科地球総合工学専攻船舶海洋工学コース
広島大学	工学研究科輸送・環境システム専攻
九州大学	工学府海洋システム工学専攻
	工学府都市環境システム工学専攻
	工学府建設システム工学専攻
大阪府立大学	工学研究科航空宇宙海洋系専攻海洋システム工学分野
東海大学	海洋学研究科海洋学専攻
長崎総合科学大学	工学研究科生産技術学専攻

2. 支給期間及び支給額

採用後、最長3年間、年額60万円を研究奨学金として支給します。2019年度採用者は、2020年度分から支給を開始し、2021年度分、2022年度分を支給します。ただし、2019年度採用者であって2019年度から博士後期課程に進学する者にとっては2021年度分までとします。

3. 採用予定数

2019年度は、応募資格を有する大学から各2名を上限として推薦を募り、応募者の中から最大3名を採用予定です。

4. 応募方法

下記の必要書類等を、在学する大学経由で当機構事務局へ郵送にて提出してください。

- ① 応募申請書
当機構所定の様式に所要事項を記入したもの。正1部及び副1部。
- ② 指導教員の推薦書
当機構所定の様式に現在の指導教員が記入したもの。正1部及び副1部。厳封のこと。
- ③ 成績証明書
大学の学部における成績証明書。正1部及び副1部。
- ④ 電話番号
審査は審査員による書面審査と電話インタビューにより行います。連絡可能な電話番号（携帯電話可）を応募申請書の所定欄に記入してください。
なお、インタビュー日程は審査員と協議の上、応募者に通知します。

※応募申請書等の様式は当機構のウェブページよりダウンロードするか、事務局までお申し込みください。

※提出後、選考結果の通知までの間に記載事項等に変更が生じた場合は、速やかに事務局まで連絡してください。

提出先： 〒105-0001
東京都港区虎ノ門 1-15-12 日本ガス協会ビル 3階
一般社団法人日本造船工業会内 造船学術研究推進機構事務局
TEL：03-3580-1564
E-mail：redas@sajn.or.jp
URL：https://www.sajn.or.jp/redas

5. 応募期限

2019年2月28日（木）必着（当日消印有効）

6. 選考結果の通知および採用手続

- (1) 当機構の審査委員会において慎重に審査のうえ、採用者を選定します。
- (2) 2019年6月末までに郵送にて応募者及び指導教員宛に選考結果を通知します。なお、採用見込み者とその指導教員に対しては2019年4月末を目途に別途内々定通知を送付します。
- (3) 採用者は、採用内定通知とともに送付される手続要領に基づき、所定の期間内に必要な採用手続（銀行口座届、博士後期課程の合格通知書その他手続書類の提出等）を行っていただき、手続完了を以って正式に採用となります。所定の期間内に採用手続が行われない場合は、採用を辞退したものととして取扱います。

7. 他の奨学金等との併用の取扱い

支給開始時に、次に掲げた内のいずれかに該当する場合は、本制度による支給対象となりません。

- ① 日本学術振興会特別研究員
- ② 国費外国人留学生
- ③ 外国政府派遣留学生等、外国政府の奨学金により支援を受けている留学生

8. 採用者の義務

- (1) 各年度末に、採用者本人による当該年度の研究成果等を記載した報告書、指導教員による修学状況・素行等を記載した報告書を提出してください。
- (2) 指導教員の変更や組織改編等に伴う連絡先等の変更があった場合は、速やかに当機構まで報告してください。
- (3) 採用通知後に日本学術振興会特別研究員に採用された場合は、速やかに当機構まで報告してください。

9. 支給の中止等

次に掲げた内のいずれかに該当する場合は、支給を中止するとともに、支給済みの研究奨学金の返済を求める場合があります。

- ① 日本学術振興会特別研究員に採用されたとき
- ② 学業成績の不振、素行不良又は傷病などに起因して、博士後期課程修了の見込みがないと認められたとき
- ③ 指導教員より停学、休学又は退学の報告のあったとき
- ④ 採用者の義務が果たされないとき
- ⑤ その他本事業の趣旨に則り支給の継続が不相当と認められるとき

以 上

造船学術研究推進機構

Fundamental Research Developing Association for Shipbuilding and Offshore

--- REDAS ---

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-15-12

日本ガス協会ビル 3 階

一般社団法人日本造船工業会内

TEL : 03-3580-1564 FAX : 03-3580-1633

E-mail : redas@sajn.or.jp

URL : <https://www.sajn.or.jp/redas>